六　特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面

イ　（略）

ロ　令第九条第二号に規定する計画

ハ　第二十条の七第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面

2　（略）

六　特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面

イ　（略）

ロ　令第八条第二号に規定する計画

ハ　第二十条の三第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面

2　（略）

（農地法施行規則の一部改正）

**第二条**　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）<br>**第十五条**　法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>一～三　（略）<br>四　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が、公庫のための抵当権の目的となつている農地又は採草放牧地を競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）による公売によつて買い受ける場合<br>五～十三　（略）<br>（特定土地改良事業等）<br>**第四十条**　令第五条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。<br>一　（略）<br>二　次のいずれかに該当する事業であること。<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）に基づき公庫から資金の貸付けを受けて行う事業<br>ニ　（略） | （農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）<br>**第十五条**　法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>一～三　（略）<br>四　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、公庫のための抵当権の目的となつている農地又は採草放牧地を競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）による公売によつて買い受ける場合<br>五～十三　（略）<br>（特定土地改良事業等）<br>**第四十条**　令第五条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。<br>一　（略）<br>二　次のいずれかに該当する事業であること。<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）に基づき公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業<br>ニ　（略） |
| （不確知所有者関連情報を保有すると思料される者）<br>**第六十条の二**　令第十八条第二号の農林水産省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。<br>一　当該農地又は採草放牧地を現に占有する者<br>二　農地台帳に記録された事項に基づき、不確知所有者関連情報を保有すると思料される者<br>三　当該農地又は採草放牧地の所有者であつて知れているもの<br>（不確知所有者関連情報の提供を求める方法）<br>**第六十条の三**　農業委員会は、令第十八条第四号の規定により当該農地又は採草放牧地に係る不確知所有者関連情報の提供を求める場合には、次に掲げる措置をとる方法によるものとする。<br>一　令第十八条第三号に規定する登記名義人等（以下この条において「登記名義人等」という。）が自然人である場合にあつては、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等の相続人を確認すること。<br>二　前号において確認した相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。<br>三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合にあつては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。 | （新設） |